

令和 8 年 第 2 回 臨時教育委員会 会議録

招集日時		令和 8 年 6 月 2 日 午後 6 時 0 0 分			
開会日時		令和 8 年 6 月 2 日 午後 6 時 0 0 分			
閉会日時		令和 8 年 6 月 2 日 午後 6 時 3 0 分			
開催場所		ふじみ野市役所 第 2 庁舎 3 階 B 3 0 1 会議室			
教 育 長		山 崎 祐 一			
委員出席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 内田 和明	
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 齊藤 隆之	
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 鈴木 達也	
	4	星野 弘明	出席	社会教育課長 木村 裕之	
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	1 人	
会 議 概 要					
議 事 等					
第 2 7 号議案 ふじみ野市教職員人事について（可決）					
第 2 8 号議案 教育に関する事務について定める条例議案に対する教育委員会の意見聴取について（可決）					
(午後 6 時 0 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 8 年第 2 回臨時教育委員会会議を開会いたします。			
		○傍聴人の人数について			
教育長		まず始めに、今回会議の傍聴人の人数について、お諮りいたします。			
		傍聴人の人数ですが、5 名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。			
各委員		(異議なし)			
教育長		それでは、今回会議の傍聴人は、5 名までとし、傍聴人の入室を認めます。			
		○審議順序の変更及び非公開の確認			

各委員 教育長	審議を円滑に進めるため、委員の皆様にお諮りしたいことが1点ございます。 第27号議案「ふじみ野市教職員人事について」は、人事案件のため、非公開とし、最後にご審議いただきたいと思います。 以上、よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、そのように決定いたします。 本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案2件です。
教育長 教育部長	○提案理由の説明 それでは、教育部長から議案2件の提案理由の説明をお願いします。 (提案理由の説明)
教育長 社会教育課長	○第28号議案 それでは、第28号議案「教育に関する事務について定める条例議案に対する教育委員会の意見聴取について」の説明を社会教育課長よりお願いします。 まず、本件が臨時会での提案になりましたことの説明からさせていただきます。 令和8年6月1日付け、ふじみ野市議会議長から教育委員会教育長宛て照会文をご覧ください。 照会の趣旨といたしましては、「ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」(以下、特例条例という。)を改正するための議案が令和8年第2回市議会定例会に提出されたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、運営法という。)第23条第2項の規定、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」とされていることから、第2回市議会定例会開会日である令和8年6月1日付けで、市議会議長から本件照会がありました。 また、議会での審議が開始される6月3日までに教育委員会からの回

	答を求められたため、本日、６月２日の臨時教育委員会会議の開催になりました。 まずもって、本日臨時会にご出席いただきましたことにお礼申し上げます。ありがとうございます。 本件の関連議案として、本年３月開催の定例教育委員会会議では、特例条例の改正条例議案の作成にあたり、運営法第２９条の規定によりふじみ野市長から意見を求められたため、教育委員会会議に第２２号議案として提案、ご審議いただき、意見を付して回答した経緯がございます。 改めて、特例条例と条例改正の内容について説明いたします。運営法第２３条第１項に「地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育の事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。」と規定されており、運営法第２１条に教育委員会が担任する事務が列挙されているものの、特例条例を定めることにより、一部の事務は地方公共団体の長が管理・執行できるとされました。 具体的に申し上げますと本市では、スポーツに関する事務を市長部局で管理執行するため特例条例を制定し現在に至っております。 続いて改正内容ですが、運営法の改正に伴う条ずれの対応と、文化に関する事務について市長部局で管理執行したいため特例条例を改める議案の提出を行ったものです。 教育委員会から市議会議長への回答文案をご覧ください。こちらの市議会議長への回答につきましては、先に条例案作成にあたって付した意見とは異なり、議案に対し同意するか、否か、異議があるか、否かの回答を行うものとされております。教育委員会事務局といたしましては、今回の条例改正に対し賛同する立場であることから、議案について異議はない旨の回答を行いたいと考え事務局案を作成いたしました。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
吉野委員	まず初めに、今回、異議はない旨の回答をするという方針とのことですが、その理由をご説明ください。 また、文化に関する事務を市長部局が行っている他市町村は、どのく

社会教育課長	らいあるのでしょうか。 まずは、今回の回答理由についてお答えいたします。 ふじみ野市では文化・スポーツ振興課が組織されており、文化振興に関する事務については、既にそちらで行っているところです。 また、文化に関する社会教育団体への補助について、社会教育で所管していた予算がありましたが、そちらも、該当となる団体が無くなったという事で、その補助自体も無くなったため、今回、条例議案が提出されたという経緯がございます。 2点目の、文化に関する事務の他団体での状況については、近隣では所沢市や川越市において、文化に関する事務について特例条例を定めて市長部局で行っていることを把握しています。
吉野委員	私個人の考えですが、成人の日など18歳以上の成人を対象とする、文化に関する事務の管理や執行につきましては、対応力や柔軟性などを考慮いたしますと、市長部局が中心となっていく方がスムーズに進行できると思いますし、賛成の考えです。 ですが、文化に関する事と学校教育も含めた教育というものは、非常に関連性が強く、特に、少年法で言いますと18歳未満の児童生徒にあたる小中学生を含めて、学校では総合的な学習の時間において異文化交流だとか異文化理解、異文化学習などをやっていますし、それから当然、音楽や美術の教科では文化に関する教材を扱っています。 それから、当然、学校行事の中でも文化祭などの文化に関する活動が行われています。 そういった意味では、文化に関する事と学校教育というのは非常に密接な関係がありますので、今後の文化に関わる事務が全面的に市長部局で行われる場合、そのあたりとの関係性が薄まるのではないかという懸念があります。 柔軟性や対応性、それから即時性を考えた場合、市長部局で事務を行う方が良いと思いますが、教育委員会とうまく連携をとっていただきたいという気持ちがあります。
社会教育課長	市長から意見の聴取を求められた際に、文化振興につきましては、市全体で取り組み、継続して発展・充実していく組織体制を確立していた

	だきたいというものと、市長部局と教育委員会が、緊密に情報交換を図る等、より一層の連携の強化・充実につきまして意見を伏してご回答させていただきます。 市長部局からも教育委員会へのご配慮はいただけるものと、考えているところです。 学校教育に関連する部分につきましては、教育委員会に残る形になります。 学校教育の中で、先ほどご指摘いただいた文化的な事業について、例えば、異文化学習、音楽・絵画・美術に関わる教育、文化祭などの文化活動に関するものなど、教育委員会で継続して実施していくことになりますし、より、市長部局と連携しながら進められていくのではないかと考えております。
教育部長	
吉野委員	わかりました。そういう方向であればよろしいかと思います。 今後の連携を含めて、より円滑に、様々なところがうまく回るようにお願いできればと思います。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第２８号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第２８号議案は、原案のとおり決定いたします。 以上で、公開とする議案の審議を終了いたします。
教育長	○第２７号議案 それでは、ここからは非公開とします。 非公開
教育長	○非公開の解除 ここで非公開を解除し、第２７号議案「ふじみ野市教職員人事について」は、原案のとおり決定いたしましたことをご報告いたします。

教育長 各委員 教育長 各委員 教育長 教育長	○定例教育委員会会議開始時間について 追加で、次回以降の定例教育委員会会議に関して、委員の皆様にお諮りしたいことが１点ございますがよろしいでしょうか。 （異議なし） ありがとうございます。 定例教育委員会会議は、通常午後６時３０分からの開始としておりますが、今後の教育委員会会議について、次回より３０分時間を早めて、６時開始としたいと思いますが、いかがでしょうか。 （賛成） 賛成総員と認め、次回の教育委員会会議から開始時間を午後６時とすることを決定させていただきます。 ○閉会の宣告 以上で、令和８年第２回臨時教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
（午後６時３０分）	